平成30年12月28日

ひろせＮＥＷＳ

ひろせ税理士法人
TEL　075-801-6331　Mail　info@hiroses.co.jp

法人税務調査における税務判断のポイントと対応策

【役員給与の範囲】

～社長の人間ドックの費用について～

＜例題＞
Ａ社のＢ社長は、毎年秋に気分転換を兼ねて5日間の人間ドックに入り、体調のチェックをしています。
Ｂ社長の人間ドックの費用については、その費用のうち一部（１０万円）を会社がＢ社長に補助するという形をとっています。会社はこの補助分１０万円を福利厚生費として処理しています。
なお、人間ドックの費用を会社が一部負担しているのは、Ｂ社長分のみであり、他の役員や社員については全額自己負担となっています。

＜調査官の指摘＞
健康管理などは、個人で行うものであり、人間ドックの費用も個人的な支出です。
したがって社長に対する個人的な費用となります。

＜会社の言い分＞
社長あっての我が社であり、万一、社長が長期入院でもしたら、その日から会社の運営に支障が出ます。
そのような状態を避けるために人間ドックに入ってもらうわけで、その費用の一部を会社が負担しても差しつかえないと思うのですが。

＜結果＞
今回の例題では、調査官の指摘通り、社長に対する個人的な費用を負担したとして、社長に対する役員賞与であり、福利厚生費としては認められませんでした。
ただし、次の条件が整っていれば、福利厚生費として認められます。
① 全社員一律の権利（〇〇才以上の社員一律の権利でもＯＫです）
② 社会通念上相当な人間ドック
③ 支払いは会社から医療機関へ直接おこなう

文責　（経営支援グループ　冨田芳乃）